資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 堺支援学校 | 増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。  １　工事完了日：令和３年７月28日（検査日：令和３年７月28日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 健康観察室　一般電話機増設工事 | 41,800円 |     ２　工事完了日：令和３年６月１日（検査日：令和３年６月２日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 小学部　５年２組　一般電話機増設工事 | 58,300円 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。  ２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。  (1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。  (2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  (1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４  「固定資産計上基準表」のとおりとする。  「別表４　固定資産計上基準表」  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 | 公有財産台帳への資産の登録について、修正を行った。  　また、会計局会計指導課あて修正依頼を行い、財務諸表上の修正処理を受けた。  　今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）